

環境経済委員会審査報告

平成31年3月15日
環境経済委員長 馬場 尚之

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条の規定により報告します。

議案番号	件名	審査結果
第3号議案	平成30年度長崎市一般会計補正予算（第8号） 第1条 第2項中 歳出 第2款 総務費 第1項中 第24目 第6款 農林水産業費 第10款 教育費 第6項 第3条 繰越明許費の補正 第6款 農林水産業費 第7款 商工費	原案可決
第9号議案	平成31年度長崎市一般会計予算 第1条 第2項中 歳出 第2款 総務費 第1項中 第1目のうち所管部分 第8目～第9目 第14目のうち所管部分 第16目のうち所管部分 第20目 第24目のうち所管部分 第4款 衛生費 第1項中 第9目 第2項中 第1目 第2目のうち所管部分 第3目 第6款 農林水産業費 第1項中 第1目～第2目 第3目のうち所管部分 第4目のうち所管部分	原案可決

第9号議案	<p>第5目～第6目 第2項 第3項中 第1目 第2目のうち所管部分 第3目～第6目 第7款 商工費 第1項中 第1目のうち所管部分 第2目～第3目 第4目のうち所管部分 第10款 教育費 第6項中 第3目のうち所管部分 第4目 第11款 災害復旧費 第1項 第2項中 第1目のうち所管部分 第2条 債務負担行為 第4款 衛生費 第1項中 第9目 第2項 第6款 農林水産業費 第1項中 第3目のうち所管部分 第3項中 第1目 第2目のうち所管部分 第7款 商工費</p>	原案可決
第10号議案	平成31年度長崎市観光施設事業特別会計予算	原案可決
第13号議案	平成31年度長崎市中心卸売市場事業特別会計予算	原案可決
第32号議案	長崎市設小売市場条例等の一部を改正する条例	原案可決
第33号議案	長崎市漁港管理条例等の一部を改正する条例	原案可決
第35号議案	長崎市博物館条例等の一部を改正する条例	原案可決
第37号議案	長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び長崎市銭座地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	原案可決
第52号議案	工事の請負契約の締結について (重要文化財 旧長崎英国領事館本館ほか保存修理第2期工事)	原案可決

第59号議案	平成30年度長崎市一般会計補正予算（第9号） 第1条 第2項中 歳出 第7款 商工費 第3条 繰越明許費の補正 第7款 商工費 第4条 債務負担行為の補正 第2款 総務費	原案可決
第61号議案	平成31年度長崎市一般会計補正予算（第1号）第1条 第2項中 歳出 第2款 総務費 第7款 商工費	原案可決
第63号議案	公の施設の指定管理者の指定について （長崎市野母崎高浜海岸交流施設）	原案可決

（条例等）

第10号議案ほか6件につきまして、環境経済委員会における、審査の経過並びに結果について報告いたします。

まず、第10号議案「平成31年度長崎市観光施設事業特別会計予算」について。

委員会では、

- ・旧グラバー住宅の展示物リニューアルについて、展示内容の考え方
- ・ロープウェイ利用者のうち、夜景観光推進の無料送迎バス利用者が減少していることへの見解、
- ・長崎ロープウェイ駅舎の土地の賃貸借契約について、近隣の相場に関係なく、賃借料が値上がりする契約内容の妥当性と本件についての淵神社との協議状況についてたすなど、内容検討の結果、

一部委員から、

- ・消費税法の一部改正について、反対の立場であることから認められないことを主な論拠とする反対意見が出されましたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定いたしました。

次に、第13号議案「平成31年度 長崎市中央卸売市場事業 特別会計予算」について。

委員会では、

- ・卸売棟 照明設備 LED化工事について、LED化することで照射範囲が狭くなることが市場の取引に与える影響と対応策についてたずなど、内容検討の結果、

一部委員から、

- ・消費税法の一部改正について、反対の立場であることから認められないことを主な論拠とする反対意見が出されましたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定いたしました。

いちば

次に、第32号議案「長崎市設 小売市場条例等の一部を改正する条例」について。

今回の改正は、消費税法の一部が改正されたことに伴い、長崎市設小売市場等の使用料等を改定しようとするものです。

委員会では、

- ・ 現在、国会において、消費税法の一部改正にかかる予算が審議中であるにもかかわらず、今定例会に本議案を提案した理由についてただすなど、内容検討の結果、

一部委員から、

- ・ 消費税法の一部改正については、関連予算が国会で審議中であり、今定例会における議決は時期尚早であることから認められないことを主な論拠とする反対意見が出されました。

一方、

- ・ 消費税法の一部改正に伴う使用料等の増額については、周知期間を十分とるためにも、今定例会で議決する必要があることから原案に賛同したいとの賛成意見が出されましたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定いたしました。

次に、第33号議案「長崎市漁港管理条例等の一部を改正する条例」について。

今回の改正は、消費税法の一部が改正されたことに伴い、漁港施設の使用料等を改定しようとするものです。

委員会では、

- ・ 長崎ペンギン水族館の中学生以下の観覧料を値下げする考えの有無についてただすなど、内容検討の結果、

一部委員から、

- ・第32号議案と同趣旨の理由から認められないことを主な論拠とする反対意見が出されました。

一方、

- ・長崎ペンギン水族館は、教育施設としての一面もあることから、中学生以下の観覧料については、今後、値下げを検討してほしいとの要望を付した賛成意見が出されましたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定いたしました。

次に、第35号議案「長崎市博物館条例等の一部を改正する条例」について。

今回の改正は、消費税法の一部が改正されたことに伴い、長崎市博物館等の使用料等を改定しようとするものです。

委員会では、内容検討の結果、

一部委員から、

- ・第32号議案と同趣旨の理由から認められないことを主な論拠とする反対意見が出されましたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定いたしました。

次に、第37号議案「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び長崎市銭座地区 コミュニティセンター条例の一部を改正する条例」について。

今回の改正は、消費税法の一部が改正されたことに伴い、一般廃棄物処理手数料及び銭座地区コミュニティセンター使用料を改定しようとするものです。

委員会では、内容検討の結果、

一部委員から、

- ・ 第32号議案と同趣旨の理由から認められないことを主な論拠とする反対意見が出されましたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定いたしました。

次に、第52号議案「工事の請負契約の締結について」

本件は、重要文化財 旧長崎英国領事館本館ほか保存修理第2期工事の請負契約を締結しようとするものです。

委員会では、

- ・ 入札率が100%かつ応札者が1者のみであったことへの見解と積算方法の妥当性、
- ・ 文化財保存整備にかかる入札率の平均値と過去、入札率が100%となった事例の有無、
- ・ 特殊な工事を伴う文化財保存整備に関する業者育成の考え方についてたすなど、内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

次に、第63号議案 「公の施設の指定管理者の指定について」

本件は、長崎市野母崎高浜海岸交流施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするものです。

委員会では、

- ・現在の指定管理者のこれまでの収支状況、
- ・次期指定期間における収支を悪化させない ための方策と指定管理者の収支が悪化した 場合に市が損失を補填できない理由、
- ・候補団体の収支計画における人件費が低いと考えられる中で、事業の継続性に対する見解、
- ・施設設備等の維持管理にかかる責任分担の考え方についてただすなど、内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

(補正予算第8号、第9号)

第3号議案「平成30年度長崎市一般会計補正予算 第8号」について、以下、特に、質疑・意見が集中した点を報告いたします。

まず、総務費において、過年度に補助事業として実施した森林整備地域活動支援交付金において、補助の交付要件を満たしていなかった事業費について、補助金交付対象者から補助金を返還させ、そのうち国・県支出金相当額を返還するための国・県支出金等返還金が計上されております。

委員会では、

- ・市のチェック体制の甘さから、補助金の返還を余儀なくされたことに対する見解と今後の対策、
- ・補助の目的が未達成のままとなっている森林について、今後補助金がない上に、全国的に人材不足となっている中で、目的を達成する見通しについてたすなど、内容を検討いたしました。

次に、農林水産業費において、農山漁村地域整備交付金事業にかかる繰越明許費が計上されております。

委員会では、

- ・有利な財源があるために、優先して予算計上し、結果として地元との協議が整わず、繰り越しに至ったことに対する見解、
- ・事業箇所選定における優先順位の考え方についてたすなど、内容を検討いたしました。

次に、商工費において、景観まちづくり刷新事業にかかる繰越明許費が計上されております。

委員会では、

- ・補助の交付要件にかかる国との協議状況と 事業の完了時期
- ・予算計上時の積算のあり方
- ・入札不調が繰り越しの原因の1つになっているにもかかわらず、今後、同じ積算方法で入札を行うことの妥当性についてたす など、内容を検討いたしました。

次に、同じく商工費において、池島炭鉱体験施設整備事業にかかる繰越明許費が計上されております。

委員会では、

- ・鉛蓄電池の交換に要する期間がトロッコの運行に与える影響と今後の作業スケジュール
- ・トロッコは池島におけるメインの観光資源であり、トロッコの鉛蓄電池の耐用年数を考慮すれば、早急に対応すべきであるにもかかわらず、繰り越すこととなったことへの見解についてたすなど、内容を検討いたしました。

以上が、審査経過の概要ですが、

- ・森林整備地域活動支援交付金の返還については、適切な森林の整備を図るという本来の目的を達成できるよう、今後は適正に管理・監督してほしい、
- ・各項の繰越明許費については、事業の予算計上の段階で十分な精査を行うとともに、地元や国等との調整を早急に行うなど、事業を計画的に実施し、繰り越すことがないように取り組んでほしいとの要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

次に、第 59 号議案「平成30 年度 長崎市 一般会計補正予算 第 9 号」について、以下、特に、質疑・意見が集中した点を報告いたします。

総務費において、野母崎高浜海岸交流施設 指定管理委託に係る債務負担行為が計上されております。

委員会では、

- ・現在の指定管理者が多額の赤字を発生させており、次期指定管理者においても収支の悪化が十分想定されることから、収支が悪化した場合の損失補填の可否についてたどしました。

この点理事者から、

指定管理者候補者の選定に当たっては、募集要項に委託料の上限額等を明示し、事業者がその条件をもとに事業計画や収支計画を立てた上で応募した内容を指定管理者候補者選定審査会において審査して決定しているため、損失の補填を行うことは、公平性の観点から考えていないとの答弁がっております。

そのほか、

- ・次期指定期間において、指定管理者の収支の悪化を招かないための手法の検討状況、
- ・指定管理者候補者選定審査会における審査状況、
- ・高浜海岸は過疎地域であるにもかかわらず、駐車場料金を設定していることの妥当性と無料化の判断に至らなかった理由、
- ・直営にした場合との経費の比較、
- ・指定管理者の収支が同額で、利益が発生しない試算になっていることへの見解、
- ・指定管理者が指定期間中に撤退した場合の 違約金の有無、
- ・利益が発生した場合は、利益の一部のみが 指定管理者の収入となることに対して、損失が出た場合は全額指定管理者の負担となることへの妥当性、
- ・指定管理者制度の課題の抽出と検証を行う 考えについてたどすなど、内容を検討いたしました。

以上が、審査経過の概要ですが、

- ・当該施設における指定管理者の収支の悪化を懸念する意見が議会において相次いだということは認識しておいてほしい、また、市においては、施設の所有者として野母崎地区の活性化や地域の雇用等について、市の考えだけではなく、指定管理者などからのさまざまな意見を取り入れながら十分検討してほしいとの要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

(平成31年度当初)

第9号議案「平成31年度 長崎市 一般会計予算」について、環境経済委員会所管部分における審査の経過 並びに 結果について、以下、特に、質疑・意見が集中した点を報告いたします。

まず、総務費において、長崎ブリックホールの設備の経年劣化等に伴う維持補修 工事等を行う「文化施設整備事業費」が計上されております。

委員会では、

- ・公会堂がなくなり、市民の文化活動の場が減少しているにもかかわらず、大ホールの 休館を伴う改修工事を行うことの妥当性についてただしました。

この点、理事者から、

- ・長崎ブリックホールについては、施設を安全安心かつ安定的に運営するため、改修 計画に基づいて改修を行っている。特に、今回計

上している大ホールの吊物機構は、安全上のリスクが高い上に、万一故障した場合、長期の休館を要するため、早期に更新する必要があるとの答弁がっております。

そのほか、

- ・大ホールの休館期間と周知状況、
- ・今後の改修計画と複数年に分けて改修する理由、
- ・費用の総額と積算金額の妥当性についてたすなど、内容を検討いたしました。

次に、同じく総務費において、長崎ペンギン水族館を指定管理者制度により管理運営を行うための「長崎ペンギン水族館運営費」が計上されております。

委員会では、

- ・長崎ペンギン水族館については、以前から飼育員の正規雇用化や処遇改善を進めるべきと再三指摘してきたにもかかわらず、いまだ前進していないことから、今後の取り組みについてただしました。

この点について、理事者から、

- ・長崎ペンギン水族館は、生物をいかに安定的に健全に飼育するかが重要であることから、どういう体制が必要か、平成32年度の指定管理者の更新に向けて、指定管理者等と協議していきたいとの答弁がっております。

そのほか、

- ・賃金等に関する指定管理者からの要望状況、
- ・退職者数の推移、
- ・多額の予算を計上しているにもかかわらず、ペンギン水族館に関する

委員会資料を提出しなかった理由についてただすなど、内容を検討いたしました。

そのほか、総務費においては、

- ・ふるさと納税について、寄附の目標額の妥当性と今後の取り組み、
- ・市内の中学生を姉妹都市等に派遣する「子どもゆめ体験費」については、子どもたちにとって、貴重な経験につながることから、今後事業を継続していく考えについてただすなど、内容を検討いたしました。

次に、衛生費において、

市内の家庭、事業所から排出される一般廃棄物の収集運搬の業務を委託し、一般廃棄物の適正処理を行うための「ごみ収集委託費」が計上されております。

委員会では、

- ・ごみ収集委託については、今回の予算を 認めた場合に平成32年度からの合併地域等の契約方法に与える影響についてただしました。
- この点について、理事者から、今回の予算は、現在も入札で事業者を決定している地域の契約にかかる部分であり、合併地域等の今後の方針については、関係団体と協議を重ねていきたいとの答弁がっております。

そのほか、

- ・委託業者における賃金の実態について、発注者責任として市が調査を行う考え、
- ・直営地区と委託地区の1世帯当たりのごみ収集経費、
- ・直営から業務委託にすることで、作業員の賃金が抑えられているこ

とを経済効果とすることの妥当性、

- ・ 今後の直営と業務委託の割合について 　　ただすなど、内容を検討いたしました。

そのほか、衛生費においては、

- ・ 大気汚染防止対策費について、法定の調査にもかかわらず、全額一般財源から支出することの妥当性、
- ・ 委託の入札方法と費用の積算のあり方
- ・ 市民主体の環境活動の拠点であるサステナプラザながさきについて、事業の必要性と効果の検証状況、
- ・ 同拠点施設を民間から賃借していることの妥当性と立地場所がわかりづらいことへの見解、
- ・ 食品ロス削減の取り組み状況と食品の受取窓口を広げる考えについてただすなど、内容を検討いたしました。

次に、農林水産業費において、高島の飛島磯釣り公園について、老朽化した施設の整備を行い、安全性の確保を図るための水産業 施設整備事業費が計上されております。

委員会では、

- ・ これまで改修を後回しにした結果、塩害が進行していることへの見解と今後の改修の考え方、
- ・ 改修に多額の費用を要する中で、施設活用のあり方についてただすなど、内容を検討いたしました。

そのほか、農林水産業費においては、

- ・ 農業次世代人材投資資金交付金事業費や 新規漁業就業促進費など、新たに農業・漁業に携わる意欲を持つ人に対する支援の状況、
- ・ 「長崎のおさかな」PR・おもてなし事業費について、インバウンド

の観点から外国語版の広報媒体を制作し、空港等で配布する考え、

・ 養殖業者への支援として、養殖業の振興を図るための貸付金を創設する考え、

・ 老朽化している水産センターの更新に関する考え方についてただすなど、内容を検討いたしました。

次に、商工費において、交流の産業化による長崎創生の実現に向け、地域の稼ぐ力を引き出し、観光地域づくりのかじ取り役としての役割を果たす長崎市版DMOの形成・確立を図るための「DMO推進費」が計上されております。

冒頭理事者から、これまで議会からも早急に確保するよう指摘されていた最高マーケティング責任者であるCMOについて、平成31年度からの4年間を予定として、九州旅客鉄道株式会社から職員を派遣いただくこととなった。同社を決定するに至った理由としては、九州旅客鉄道株式会社の広域的な基盤と営業力を生かすことで、広域観光を推進させ、新たな国内外からの来訪者の誘客を図ることができることなどが挙げられるとの説明がなされております。

委員会では、

- ・ CMO選定における長崎国際観光コンベンション協会との協議状況、
- ・ CMOを公募にしなかった理由と報酬金額の妥当性、
- ・ DMOの自主財源確保策についてただす など、内容を検討いたしました。

そのほか、商工費においては、

- ・ 商店街持続化推進費について、実績が少ないことへの見解と今後の目標、
- ・ 若年者雇用促進費について、福岡での企業研究会やUIJターン就

職促進事業等の成果、

- ・長崎水産練り製品ブランド化支援費の予算規模の妥当性と販路拡大策、
- ・交流拠点施設整備事業費について、今春行われる市長選挙において争点になるにもかかわらず、関連予算を計上した理由についてただすなど、内容を検討しました。

次に、教育費においては、旧長崎英国領事館の保存修理及び耐震補強工事を実施する「文化財保存整備事業費」が計上されております。

委員会では、

- ・工事の進捗率と目標である平成37年度までに事業が完了する見通しについてただすなど、内容を検討いたしました。

そのほか、教育費においては、

- ・旧グラバー住宅について、耐震補強工事の周知状況と来場者への対応策、
- ・高島炭鉱跡高島北溪井坑跡について、世界遺産の他の構成資産との連携状況と全ての構成資産を学べる情報提供のあり方、・マリア園の保存整備工事について、ホテル事業の計画概要についてただすなど、内容を検討しました。

以上が、審査経過の概要ですが、その結果、

- ・10月1日からの消費税増税には反対の立場であること、
- ・長崎ペンギン水族館について、小中学生の観覧料を引き下げるべきであること、
- ・ごみ収集委託費について、債務負担行為の人件費について、長崎市が低賃金で不安定なワーキングプアを生み出し、人口流出に拍車を

かけていること、

- ・ 企業立地推進費ではなく、中小企業対策費を抜本的に増やすべきであること、
- ・ DMO推進費については、これまで複数年にわたり多額の予算を投入しているにもかかわらず、成果が証明されていないこと、
- ・ 長崎さるくについて、修学旅行などで訪れた小中学生から高いガイド料を徴収することは認められないこと、
- ・ 交流拠点施設整備事業費について、市長選で市民の審判を受けてから決めるべきであることなどから認められないことを主な論拠とする反対意見が出されました。

一方、

- ・ ふるさと納税については、さらに寄付額が増えるよう第1次産業農産物を中心にPRしてほしい、
- ・ ブリックホールの改修については、公会堂がなくなった今、適切な時期等を見きわめ、関係団体とも協議をしてほしい。
- ・ 長崎ペンギン水族館運営費については嘱託職員の給与のあり方について、離職者が相次いでいることは、大きな損失であることから早急に関係機関と協議しながら改善してほしい、
- ・ ごみ収集委託費については、作業員の賃金が適切に支払われるシステムを構築してほしい、また、合併地域等のごみ収集委託については、地域の理解を深めながら協議してほしい、
- ・ 飛島磯釣り公園運営費や整備費については、事業の継続を含め、将来の方向性などを全庁的な問題として十分検討してほしい、
- ・ 養殖業者に対しては、もっと手厚く保護するような予算をつけてほしい、
- ・ 水産センター施設整備事業費については、現在の研究の推進のみならず、メンテナンス計画を早期に策定し、新しい水産センターのあり方

についても、計画・検討を積極的に進めてほしい、

- ・地域商社育成支援費について、来年度は目標を達成できるように取り組んでほしい、
- ・DMO推進費については、観光消費額や経済波及効果など、目標を設定しながら、事業を推進してほしい。
- ・ながさき平和ガイドについては、さらなる参加者増の取り組みを進めるとともに、ガイドの質・量を高めて、日本一の平和ガイド体制を構築してほしい、
- ・交流拠点施設整備事業費については、長崎市が名実ともに国際観光都市になる大きな飛躍の事業であることから、事業の進捗を図ってほしい、
- ・旧長崎英国領事館については、長崎市にしかない文化財的な価値を考えてほしい、
- ・総じて、多額の予算を審議するのに、資料の提出もなく、説明がわかりづらいことが散見されたことから、わかりやすく簡潔な説明に努めてほしいなどの要望を付した賛成意見が出されましたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定いたしました。

(補正予算第1号)

第61号議案「平成31年度長崎市一般会計補正予算第1号」について、環境経済委員会所管部分における審査の経過並びに結果について、報告いたします。

委員会では、内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上が環境経済委員会における審査報告です。